

## 附属機関等会議録

令和 2 年 8 月 13 日

会 議 の 名 称	令和 2 年度第 2 回島田市個人情報保護審議会
開 催 日 時	午前 10 時 00 分から 令和 2 年 8 月 4 日（火） 午後 0 時 20 分まで
開 催 場 所	島田市役所 第 3 委員会室北
会 議 の 議 題	個人情報取扱事務の届出について
会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公開</span> ・ 非公開（ 全部 ・ 一部 ）
会議の全部又は一部の非公開の理由	
公開の場合の傍聴人の数	0 人
出席者の氏名等	小西会長、田代委員、今村委員、尾村委員、鈴木委員
会 議 の 結 果	新規審議案件 3 件、新規報告案件 14 件、変更審議案件 6 件、変更報告案件 7 件、廃止案件 1 件について説明を行った。審議及び報告結果は以下のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【表記例】</b></p> <p>[ 担 当 課 ] 事務の担当課。</p> <p>[ 事 務 名 ] 本審議会における整理番号と事務の名称。</p> <p>[ 案 件 種 別 ] 新規の事務については新規、既存事務の変更については変更という。また、審議会の意見を聴く必要がある場合は審議、報告のみの案件については報告という。この項目を組み合わせ、「新規審議」というような形で呼称する。</p> <p>[ 概 要 ] 新規案件においては事務の概要、変更案件においては変更の概要。</p> <p>[ 審 議 ポ イ ン ト ] 審議案件に係る個人情報保護審議会の意見を聴く必要のある部分。報告案件の場合、省略。</p> <p>[ 意 見 ・ 質 問 ] 個人情報の取扱いに関する委員の意見や質問。該当がなければ空欄。</p> <p>[ 回 答 ・ 対 応 ] 委員の意見・質問に対する回答や対応。該当がなければ空欄。</p> <p>[ 結 果 ] 審議における結果。報告案件の場合、省略。</p> <p>[ 担 当 課 ] 危機管理課</p> <p>[ 事 務 名 ] 新 1 原子力災害における避難人口算出業務</p> </div>

[案件種別] 新規審議

[概要] 自治会毎の総人口、年齢別人口、外国人数、障害者数、妊婦数等を算出し、原子力災害対策の基礎資料とする。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報収集及び外部提供並びに通知の省略

[意見・質問] ①事務名が人口算出業務となっていると人数のみを捉えるものと受け取れるがどうか。  
②住民基本台帳に載っているが、実際に住んでいない人（長期入院等）の扱いはどうか。  
③この事務で算出されたデータについて、自治会長等へはどのように情報提供されるのか。  
④（①の回答を受けて質問）人数のみ分かればよいこと言うことは、避難行動要支援者名簿のような台帳は作成しないことと理解した。その場合、個人情報に当たらないのではないか。  
⑤既にある名簿と避難行動要支援者名簿との乖離が見つかったとあるが、その点はどうか。

[回答・対応] ①人数のみわかればよい。個票としてはデータを保有しない。  
②そのような事情があることは把握している。ケースバイケースになると思うが、詳細な数字を把握できるよう対応を進めていきたい。  
③島田市地域防災計画を作成しており、当計画の公表をもって情報提供に代えさせていただく。  
④宛名番号を使用し、算出を行う事務となる。この宛名番号が個人情報に該当すると考えている。  
⑤避難行動要支援者名簿の方が、正確性があると思う。今回、この届出を行い、宛名番号を利用することで既にある名簿についてより正確なものになっていくと考えている。

[結果] 上記案件について承認された。

[担当課] 危機管理課

[事務名] 変1 島田市家具等転倒防止事業

[案件種別] 変更審議

[概要] 対象者の個人情報を本人以外から収集するこ

とを追加する。また、収集した情報から名簿を作成し、それを基に案内を送付することを追加する。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報収集

[意見・質問] ①変更案件だが、今回必要と考え、新たに宛名番号を扱うこととした理解でよいか。

②どのような理由で宛名番号を利用することに至ったのか。

③（②の回答を受けて質問）今までは、本人の申請をもって事業を行っていたが、これからは市から積極的に情報収集して、該当者へ案内する形に変わる。事務の流れが大きく変わるということよいか。

[回答・対応] ①その通りである。宛名番号の利用が必要と考え、今回、変更案件とした。

②近年、家具等転倒防止事業の申請件数は年数件程度に減少している。そのため、市内に対象であるが、未申請の世帯がいると考え、その方々のリストを作成し、案内を送付したい。リスト作成のために宛名番号を利用したいと考えている。

③その通りである。本人からの申請のみで事業を行ってきたが、これからは、潜在的な対象者の情報を収集し、該当者に案内を実施する。

[ 結 果 ] 上記案件について承認された。

[ 担 当 課 ] 健康づくり課

[ 事 務 名 ] 変2 母子健康手帳交付事務

[ 案 件 種 別 ] 変更審議

[ 概 要 ] 危機管理課に目的外利用として、情報提供することを追加する。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした個人情報の目的外利用及び通知の省略

※備考 「新1 原子力災害における避難事項算出業務」に情報提供するもの。

[意見・質問] ①公益上の必要を根拠に本人通知をしないこととしているが、その理由に対象者数が多いとあるが、どのくらいの規模か。

[回答・対応] ①後日回答する。

※別資料「令和2年度第2回島田市個人情報保護審議会 意見・質問について（後日回答

分)」において、回答しています。以下、後日回答する旨の記載がある場合も同様です。

[ 結 果 ] 上記案件について承認された。

[ 担 当 課 ] 福祉課

[ 事 務 名 ] 変3 精神障害者保健福祉手帳交付事務

[ 案 件 種 別 ] 変更審議

[ 概 要 ] 課税課に精神障害者保健福祉手帳所持者の宛名番号及び障害等級を提供することを追加した。

危機管理課に精神障害者保健福祉手帳所持者の宛名番号及び障害種別を提供することを追加した。

事務の委託に伴う措置を“委託しない”に変更した。

[ 審 議 ポ イ ン ト ] 公益上の必要を根拠とした個人情報目的外利用及び通知の省略

※備考 「新1 原子力災害における避難事項算出業務」に情報提供するもの。

[ 意 見 ・ 質 問 ] ①目的外利用による「市民税・県民税賦課決定のため」と「原子力災害における避難人口算出業務」との関連性はあるのか。

②（①の回答を受けて意見）このような表記の仕方は、紛らわしさを生み、市民の個人情報保護の観点からよくないのではないか。

③課税課へ情報提供することは、手帳保持者は所得控除のために使われるということか。

④公益上の必要を根拠に本人通知をしないこととしているが、その理由に対象者数が多いとあるが、どのくらいの規模か。

[ 回 答 ・ 対 応 ] ①関連性はない。「市民税・県民税賦課決定のため」については、届出簿を見直す中で修正という形で今回加えた。

②混同せず、明確に整理し、今後説明していく。

③その通りである。手帳を持っている方の所得控除のために使用する。

④後日回答する。

[ 結 果 ] 上記案件について承認された。

[ 担 当 課 ] 福祉課

[ 事 務 名 ] 変4 身体障害者手帳交付事務

[ 案 件 種 別 ] 変更審議

[ 概 要 ] 課税課に身体障害者手帳所持者の宛名番号及び障害等級を提供することを追加した。  
危機管理課に身体障害者手帳所持者の宛名番号及び障害種別を提供することを追加した。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした個人情報の目的外利用及び通知の省略

※備考 「新1 原子力災害における避難事項算出業務」「変1 島田市家具等転倒防止事業」に情報提供するもの。

[意見・質問] ①公益上の必要を根拠に本人通知をしないこととしているが、その理由に対象者数が多いとあるが、どのくらいの規模か。

[回答・対応] ①後日回答する。

[ 結 果 ] 上記案件について承認された。

[ 担 当 課 ] 福祉課

[ 事 務 名 ] 変5 療育手帳に関する事務

[ 案 件 種 別 ] 変更審議

[ 概 要 ] 課税課に療育手帳所持者の宛名番号及び障害等級を提供することを追加した。  
危機管理課に療育手帳所持者の宛名番号及び障害種別を提供することを追加した。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした個人情報の目的外利用及び通知の省略

※備考 「新1 原子力災害における避難事項算出業務」「変1 島田市家具等転倒防止事業」に情報提供するもの。

[意見・質問] ①公益上の必要を根拠に本人通知をしないこととしているが、その理由に対象者数が多いとあるが、どのくらいの規模か。

[回答・対応] ①後日回答する。

[ 結 果 ] 上記案件について承認された。

[ 担 当 課 ] 生活安心課

[ 事 務 名 ] 新2 犯罪被害者等支援総合対応窓口

[ 案 件 種 別 ] 新規審議

[ 概 要 ] 犯罪被害者等からの相談に応じ、情報提供を行う事務。求める支援に応じ、関係課、関係機関及び民間の支援団体との連絡調整を行うなど、支援を繋げていく。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報の収集

[意見・質問] ①被害者の支援とあるが、話を聞いて対応終

了というような形か。

②実際の窓口は市民相談室になるのか。

③特に専門相談員を設けることはあるか。

④外部提供の理由に書面での本人同意を挙げているが、どのようなものか。

⑤（④の回答を受けて意見）相談者が本人以外であった場合、様式上では、記録表に相談者（本人以外）が署名すれば、外部提供できるようにも見えてしまう。相談者が本人以外であるときには、外部提供について、別途本人に同意をとる旨を明記しないとリスクが高いものになる。

[回答・対応] ①本人がどのような支援を求めているかにもよるが、求める支援が得られる所につなげていくものである。

②生活安心課全体でやっていくことである。市役所本庁舎の方で伺うこと、プラザおおりの市民相談室で話を伺うこと、どちらも可能である。

③現在、その予定はない。

④記録表に署名欄を設け、本人に署名していただく形を想定している。

⑤本人の同意によってのみ外部提供ができる旨を明確に記載する。

[結果] 個人情報の外部提供について、本人の同意が必要な旨を相談記録票に明記することを条件に、承認された。

[担当課] 都市政策課

[事務名] 新3 初倉地区の土地利用調整に係る基礎調査

[案件種別] 新規審議

[概要] 島田市立地適正化計画の策定に当たり、農地台帳から農地の情報を調査するとともに、農地所有者、耕作者を対象に、今後の土地利用に関するアンケート調査を実施する事務。

[審議ポイント] 公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報の収集

[意見・質問]

[回答・対応]

[結果] 上記案件について承認された。

[担当課] 農業委員会事務局

[ 事務名 ] 変8 農地台帳管理・公表

[ 案件種別 ] 変更報告

[ 概要 ] 島田市都市政策課に立地適正化計画に係る基礎資料として情報提供することを追加した。  
「目的外利用」を削除した。

※備考 「新3 初倉地区の土地利用調整に係る基礎調査」に情報提供するもの。

[ 意見・質問 ] ①外部提供先に「島田市都市政策課」とあるが、これは正しいか。  
②（①の回答を受けて質問）実施機関ごとに考えるのであれば、相手先の名称は、「島田市長」になるのではないか。

[ 回答・対応 ] ①個人情報保護条例で言う実施機関ごとの区別で考えており、農業委員会から見て「島田市都市政策課」は外部であると考えている。  
②「島田市長」に修正する。

[ 結果 ] 上記案件について承認された。

[ 担当課 ] 社会教育課

[ 事務名 ] 変6 島田市芸術文化奨励賞選考事務

[ 案件種別 ] 変更審議

[ 概要 ] 個人情報に記載されている文書について詳細に記載することとした。  
対象者の範囲をより明確にするために、選考委員の項目についても追記した。  
推薦者より提出される候補者の履歴書に記載される経歴において、「学業・学歴」や「成績、評価」が記載されることが考えられるため追加することとした。

[ 審議ポイント ] 公益上の必要を根拠とした本人以外からの個人情報の収集及び通知の省略

[ 意見・質問 ] ①公益上の必要を根拠として本人通知をしないとしている部分で、受賞決定の連絡を通して知り得ることが明らかであることを理由としているが、落選者については、どう考えるのか。

[ 回答・対応 ] ①落選者における本人通知をしないことについては、後日、改めて審議をお願いすることとしたい。

[ 結果 ] 通知の省略については、再度審議をする。

「変8 農地台帳管理・公表」以外の報告案件、廃止案件に

については、別添資料のとおり報告した。変更案件の変更部分は、網掛け部分。

報告案件、廃止案件の中で委員から意見や質問があった事務に関し、下記に抜粋する。

[ 担 当 課 ] 健康づくり課  
[ 事 務 名 ] 変10 赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、健康相談、対象者管理事務

[ 案 件 種 別 ] 変更報告

[ 意 見 ・ 質 問 ] ①目的外利用するとなっているが、どのような事務について利用しているのか。

[ 回 答 ・ 対 応 ] ①後日、回答する。

[ 担 当 課 ] 文化資源活用課

[ 事 務 名 ] 諏訪原城イベントに係る受付事務

[ 案 件 種 別 ] 新規報告

[ 意 見 ・ 質 問 ] ①この事務は、今後やるものか。

[ 回 答 ・ 対 応 ] ①その通りである。今後イベントを開催するにあたり、個人情報収集のため届出簿を提出した。

[ 担 当 課 ] 建築住宅課

[ 事 務 名 ] 新9 島田市特定空き家解体事業費補助金申請事務

[ 案 件 種 別 ] 新規報告

[ 意 見 ・ 質 問 ] ①この補助金制度を施行するに至った経緯はどのようなものか。

[ 回 答 ・ 対 応 ] ①後日、回答する。

[ 担 当 課 ] スポーツ振興課

[ 事 務 名 ] 新14 普通公園内行為の許可事務

[ 案 件 種 別 ] 新規報告

[ 意 見 ・ 質 問 ] ①この事務は新規案件となっているが、今までであった事務ではないか。

②外部提供先が「島田警察」となっているが、不正確な表現である。

[ 回 答 ・ 対 応 ] ①建設課に公園内行為許可の申請を受付ける業務がある。今回スポーツ振興課が新たに管理する普通公園を想定し、届出簿を提出させていただいた。

②正式名称、または、明確にわかる形に修正する。



	<p>全体に係ることとして、委員（会長含む）から意見があった。届出簿にある項目、「※審議会の意見」となっている部分（以下、意見部分という。）の運用についてである。意見は下記の2点。</p> <p>①届出簿作成時に、予想される意見類型表の該当番号を意見部分に記載した状態で、審議会の資料とするべきではないか。</p> <p>②公益上の必要に係る理由が意見類型表に該当しない場合、意見部分にどのような文言を記載すべきか定めがない。</p> <p>上記については、後日、会長と相談したうえで審議会に諮り、運用を決める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度第2回島田市個人情報保護審議会次第</li> <li>・令和2年度第2回島田市個人情報保護審議会個人情報取扱届出簿</li> </ul>
会議を所管する課の名称	行政経営部 行政総務課
その他必要な事項	